

議案第十号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の
一部改正について

次のとおり三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十七年三月十日

三朝町長 松村喬成

昭和五十七年三月廿日 原案可決

三朝町議会議長 名越典由

三朝町条例第 号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の

一部を改正する条例

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十二条関係）

階 級					年 報 酬
地 区 本 部 長	地 区 副 団 長	地 区 団 長	副 団 長	団 長	一〇〇〇〇円
三〇〇〇円	四一〇〇円	四三〇〇円	四三〇〇円	四三〇〇円	

分 団 長	一 五 五 〇 〇 円
副 分 団 長	一 四 五 〇 〇 円
班 長	一 二 五 〇 〇 円
副 班 長	一 一 五 〇 〇 円
団 員	一 〇 五 〇 〇 円

別表第二中「二、九〇〇円」を「三、〇〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。